

2026

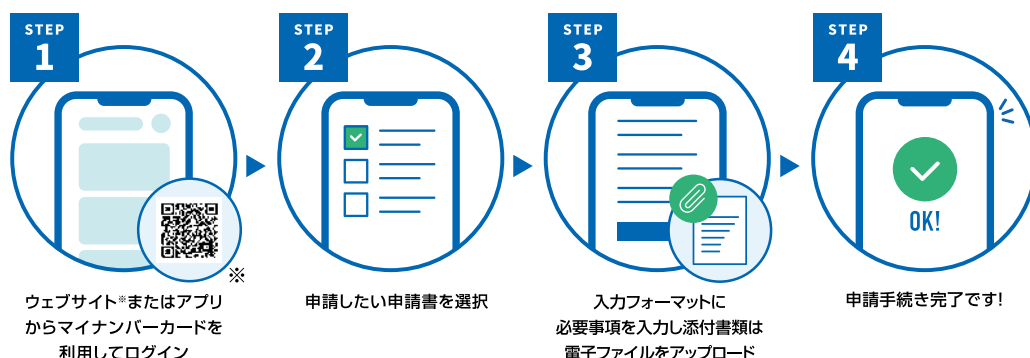
7

～職場内で掲示・回覧願います～

協会けんぽ 福島 通信

各種申請手続きがオンラインでもっと手軽に 電子申請サービスをご利用ください

電子申請では、郵送に係る手間が不要になるのはもちろん、申請後の処理状況がオンラインで確認できるようになるなど、メリットが多数あります。ぜひ従業員さまへご案内ください！



詳細は、協会けんぽ
ホームページをご覧ください↓



電子申請サービスを利用

「けんぽアプリ」からも
電子申請が可能です！



インストールは
こちらから



厚生労働省

福島労働局



「もしも」と「いつも」に安心を。
協会けんぽ

連携協定に基づく取り組みです。

メンタルヘルス対策の取組状況に関する アンケートご協力のお願い

所要時間：5分程度

回答はこちらから



回答期限：8月31日(月)

改正労働安全衛生法により、すべての事業場でストレスチェックの実施が義務となります。

効果的な支援を行うため、みなさまの会社の実態を教えてください。

- ・事業所が特定されたり、他の目的で利用されたりすることはありません。
- ・推進状況の把握のため、今後も同様のアンケートを実施する予定としていますので、継続して回答にご協力いただけますと幸いです。

このアンケートに関するお問い合わせ先：福島労働局 健康安全課(TEL：024-536-4603)

詳しくはこちら↓



厚生労働省HP

参加費無料！

メンタルヘルスセミナー申込受付中

日 時：令和8年9月3日(木) 14：00～16：00

会 場：メグレスホール(星総合病院ポラリス保健看護学院内)

講演内容：「小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の課題と展望」



お申し込みは
こちら！



「もしも」と「いつも」に安心を。

協会けんぽ

【問い合わせ】

全国健康保険協会 福島支部

〒960-8546 福島市栄町6-6 福島セントランドビル8階

TEL：024-523-3915(代表)

－事業主の皆様へ－ 定期健康診断結果データ提供のお願い



〈データ提供の対象となる方〉 協会けんぽにご加入中で 事業所さまが実施された定期健康診断を受けた方

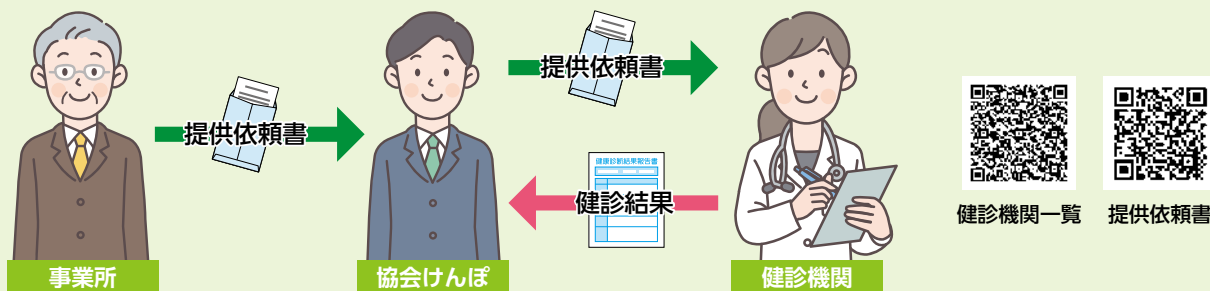
※協会けんぽの人間ドック健診・生活習慣病予防健診を受診済み・受診予定の方は除きます

定期健康診断の結果データの協会けんぽへの提供については「高齢者の医療の確保に関する法律」「健康保険法」により義務付けられております。

結果データ提供へのご理解とご協力をお願いいたします。

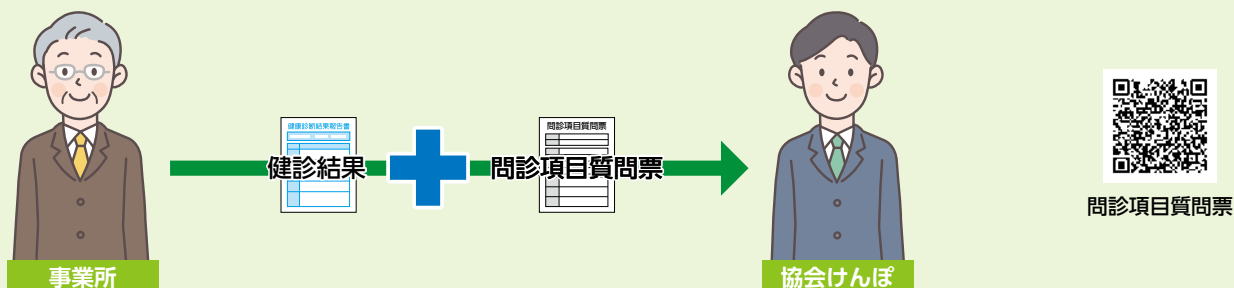
オススメ！ 提供方法 パターン① 協会けんぽに「提供依頼書」を提出する

受診した健診機関が一覧に掲載されている場合は、「提供依頼書」を協会けんぽにご提出いただくことにより、健診機関が協会けんぽへデータの提供を行います。**事業所様の事務負担はございません。**



提供方法 パターン② 協会けんぽに健診結果を直接提出する

事業所さまで管理されている健診結果票の写しに、受診者ご本人の「問診項目質問票」を添付し、協会けんぽへ郵送で提供をしてください。



提供していただくと…

- 保健師・管理栄養士による特定保健指導（健康相談）が無料！
- マイナポータルでご自身の健診結果が閲覧可能！
- 健康保険料率の引き下げ（インセンティブ制度）

受診率の向上や、加入者様の医療費削減効果により健康保険料率の引き下げにつながります。

